

長崎県立五島海陽高等学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的と目指す生徒像

いじめを防止することで、全生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に意欲的に取り組み、自己肯定感や充実感が得られる学校をつくることを目的とする。その中で、お互いの人格を尊重し、心が通い合う人間関係を構築しようと努力する、心身ともに健全で調和の取れた人間の育成を目指す。

五島海陽高校いじめ防止基本宣言

「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。五島海陽高校は、いじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に取り組む事を誓います。

- (1) 「いじめ」の未然防止のために、良好な人間関係を保つ環境作りに取り組みます。
- (2) 「いじめ」の早期発見と予防のため、相談の機会を多く持ちます。
- (3) 「いじめ」が発生した場合には、教職員が連携し、組織的に対応します。
- (4) 「いじめ」問題を認知したら、家庭やPTA等地域と連携し解決を図ります。
- (5) 「いじめ」に関する関係機関と平素から情報共有体制を構築します。

2 いじめの定義

(1) 定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

※表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

また、指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめ対策組織(いじめ防止対策推進法第22条)へ情報共有することが必要となる。

(2) 具体的ないじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ対策委員会等、組織

(1) いじめの防止・早期発見・措置等について組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置する。

構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセラー、養護教諭、学年主任、該当担任、外部委員。

(2) いじめ対策委員会の活動内容は、次のとおりとする。

- ① アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ② いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- ③ いじめ事案への対応に関すること。

(3) いじめ対策委員会は、必要に応じて外部関係機関と連携を図り、いじめ問題に機能的に対処する。

4 いじめ防止の具体的取組

(1) 教職員の取組

- ① 学年会、生徒情報交換会等で生徒一人一人の情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
- ② 教職員の教育相談スキル向上研修及び特別支援教育に係る研修を行う。
- ③ 学校だより（海陽通信）、カウンセラーだよりを定期的に発刊し、学校の取組を保護者に知らせる。
- ④ 生徒個別面談の充実や積極的な生徒への声かけとともに、教職員による校内行事への参加によって、生徒と教職員の間関係の円滑化を図る。
- ⑤ 情報モラルに関する指導を授業や講演会（携帯電話安全教室）等を通じて継続して行う。
- ⑥ 学校相互間や関係諸機関との連携協力体制を整備し情報交換を進める。
- ⑦ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ⑧ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ⑨ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ⑩ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒、風水害等の自然災害に遭った生徒（以下「被災生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（２）生徒の取組

- ① 総合学習や特別活動の時間を利用した人権教育・道徳教育に積極的に参加する。
 - ア. いじめ根絶集会で、いじめに関する学習の後、感想文や標語の作成と発表等を行う。
 - イ. DV防止教室や福祉体験活動等に取り組むことで、他者や社会的弱者をいたわる気持ちと行動のあり方を学ぶ。
- ② 鶴南特別支援学校高等部との共同学習を通じて、障害に対する理解を深め、人格を尊重する意識と態度を培う。
 - ア. 歓迎遠足、体育祭、海陽祭を分教室生徒と共に開催することで、一緒に行事を作り上げる喜びを体験する。
 - イ. 交流学習会に参加することで、交流する上で配慮すべき事項等の理解を深める。
- ③ 五島海陽高校さわやか運動に積極的に参加し、周囲の人との絆を広げる。
 - ア. さわやかな挨拶を心がけ、ワンストップ挨拶を実践する。
 - イ. さわやかな服装とマナーを身につけ、他者に安心感や親しみ感を与える。
- ④ 地域とのふれあいを重視し、感性を豊かにする体験活動（各種ボランティア活動や福江祭り）に参加する。

（３）保護者の取組

- ① 家庭内における子どもの観察ならびに学校との情報交換を密に行う。
- ② いじめ問題に関する研修会に参加する。
- ③ PTA 総会や学級PTA等においてのいじめ問題についての情報交換を行う。
- ④ 学校行事に参加する機会を増やし、子どもの学校での様子を参観する機会を増やす。

5 いじめの早期発見

（１）教職員の取組

- ① 教員間及び保護者や外部機関との連携の構築を行う。
 - ア. 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、外部の関係諸機関（中学校や少年センター等）と連携して情報収集と課題解決に臨む。
 - イ. いじめの被害生徒や保護者に対する支援や、加害生徒に対する指導や助言のあり方について学校全体で協働する。なお、指導、相談内容などについて詳細に記録する。
- ② いじめについて生徒が訴えやすい環境作りに努める。
 - ア. 「変化に気づく」ことを主眼に、登校する生徒の表情や様子を確認するため、全職員による立番・挨拶指導、休み時間における校内巡視等を行う。

- イ. 各種心理検査や悩み調査等の定期的及び必要に応じた実施や、生徒への声かけを行うことで、生徒が出す何らかのサインを見つけるように努める。
- ウ. 相談体制の整備を行い、スクールカウンセラーの積極的活用をするとともに、カウンセラー室には常時教員を配置する。
- エ. 直接的に訴える事が出来ない生徒のために、投書箱（さわやかボイス箱）を設置する。
- オ. 24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインの設置及びその他各種相談窓口の周知を図る。

(2) 生徒の取組

- ① 教員、保護者、友人への相談、あるいは必要に応じて学校外の電話相談等を活用して早期に行動する。
- ② 積極的な部活動や学級活動への参加により、人間関係の円滑化を図ることで相談しやすい友人を増やす。

(3) 保護者の取組

- ① 子どもの観察ならびに学校との報告・連絡・相談を密に行う。
- ② 悩みを親へ相談できる家庭の雰囲気づくりに努める。

6 いじめに対する措置

(1) 教職員の取組

- ① 複数の教職員による速やかな事実確認を行うとともに、「いじめ対策委員会」を開催して指導・支援体制を構築する。
- ② 被害生徒の保護、並びに保護者・関係機関との間で報告、連絡、相談を密に行う。
- ③ 個人情報適切に管理する。ネット上の不適切な書き込み等については、ただちに削除させる。
- ④ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑤ いじめ解消の要件を理解する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。引継ぎシート等は活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(要件2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 生徒の取組

- ① 聞き取り調査等に対して、いじめの背景や人間関係の問題に関する事実確認に協力する。
- ② 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」、「お互いに助け合う」、という雰囲気づくりに努める。

(3) 保護者の取組

- ① 子どもをいじめから守り抜くよう努める。
- ② 子どもにいじめをさせない意思を表示する。
- ③ 子どもに対しての継続的な対応と心のケアに努め、学校との連携を密にする。

7 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 県教育委員会と相談の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

附則 この方針は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月一部改訂